

○尼崎市入札監視委員会条例施行要綱

平成25年10月23日
最終改正：平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市入札監視委員会条例（平成25年尼崎市条例第68号。以下「条例」という。）第2条第1号及び第2号の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号の市長が別に定めるもの)

第2条 条例第2条第1号の市長が別に定めるものとは、予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が1,300,000円を超える建設工事の請負とする。

(条例第2条第2号の市長が別に定めるもの)

第3条 条例第2条第2号の市長が別に定めるものとは、尼崎市競争入札の手続等に係る苦情の処理に関する要綱（平成21年10月22日施行）とする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年10月23日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。